一般財団法人日本看護学教育評価機構

自己点検・評価委員会規程

2026 年 9 月 25 日
規 程 第 76 号

（目的）
第１条　この規程は、定款第 3 条に定める一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下「機構」という。）の目的を達成するため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、機構が実施する看護学教育プログラム評価事業等について自己点検・評価を行い、その結果を改善に活用することにより、継続的な内部質保証を推進することを目的とする。

（自己点検・評価及び内部質保証の定義）
第２条　この規程において「自己点検・評価」とは、機構が実施する看護学教育プログラム評価事業等の実施状況を自ら点検し、評価することをいう。
２　この規程において「内部質保証」とは、自己点検・評価の結果に基づき、看護学教育プログラム評価の質の確保及び向上を図るため、継続的に改善を行う仕組みをいう。

（委員会の所掌事項）
第３条　委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
（１） 自己点検・評価の基本方針および自己点検・評価項目の策定に関すること。
（２） 自己点検・評価の実施方法及び実施体制に関すること。
（３） 自己点検・評価の実施に関すること。
（４） 自己点検・評価の実施に必要なガイドライン等の策定に関すること。
（５） 自己点検・評価報告書の作成に関すること。
（６） 自己点検・評価の結果の公表に関すること。
（７） 自己点検・評価の結果の活用及び改善に関すること。
（８） 内部質保証の推進に関すること。
（９） その他委員会の目的を達成するために必要な事項

（構成）
第４条　委員会委員は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
（１） 理事長（代表理事）
（２） 常任理事
（３） 業務執行理事
（４） 自己点検・評価担当理事

（５） 事務局長
（６） その他委員長の指名する者

（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、代表理事をもって充てる。
３　副委員長は、自己点検・評価担当理事とし、委員長に事故あるときは、副委員長が職務を代行する。

（任期）
第６条　委員会委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　委員会委員が任期途中で退任したとき、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）
第７条　委員会は、毎年度１回以上、委員長が招集する。
２　委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
３　委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第８条　委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

（事務）
第９条　委員会に関する事務は、事務局において処理する。

（改廃）
第 10 条　この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則
１．この規程は、2026 年９月 25 日に制定し、同日より施行する。

別表１　組織上の自己点検・評価委員会配置図

